

発達障害・思春期サポート事業について

発達障害・思春期サポート事業については、発達障害や特性がある思春期以降の児童と家族の相談等を委託して実施してきたが、委託先からの受託終了の申し出を受け、検討・調整した結果、同事業の各サービスについては他事業へ統合するため同事業は令和8年3月末日で終了する。

1. 経緯

本年9月に、委託先のNPO法人パルレから、「事業開始当初と比較して、支援体制が充実し、一定の役割を果たしてきたこと、障害児通所支援の利用増加に伴い、障害児の計画相談が増加傾向にあり、既に実施の計画相談事業所に注力したいため、発達障害・思春期サポート事業について受託を終了したい」旨の申し出があった。

2. 現行

小学校高学年から大学卒業年齢の発達特性のある児童と家族を対象とし、以下のサービスを実施している。

- ア 発達障害児と家族の相談支援
- イ 発達障害児の自立支援
- ウ 普及啓発・支援者養成等

3. 対応

現在の利用者については統合先事業所において引き続き支援を行うとともに、さらに発達支援・家族支援・事業所支援等について充実させていく。

(1) 令和8年度以降の対応

現行のサービスについて以下のとおり統合する。

- ① 統合サービス：ア 発達障害児と家族の相談支援

イ 発達障害児の自立支援

統合先 : 発達障害者支援施設（社会福祉法人げんき）

統合理由 : 同様のサービスを同じ建物内の地域拠点相談支援センターで実施しているため。

- ② 統合サービス：ア 発達障害児と家族の相談支援

ウ 普及啓発・支援者養成等

統合先 : 児童発達支援センター2か所

・品川児童学園（社会福祉法人福栄会）

・大原児童発達支援センター（株式会社学研ココファン・ナーサリー）

統合理由 : 児童福祉法により、児童発達支援センターは「地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関」として位置づけられており、発達支援・家族支援・事業所支援等が求められているため。

（2）令和7年度の対応

統合後の事業開始は令和8年度だが、「ア 発達障害児と家族の相談支援」、「イ 発達障害児の自立支援」については通年で利用があることから、引継ぎなしに対応することが困難であるため、引継ぎのための人件費等について予算流用にて確保し対応する。

4. スケジュール（予定）

令和7年12月 発達障害・思春期サポート事業の利用者へ周知

令和8年 1月 引継ぎを開始